

日監査第25号
令和7年（2025年）8月18日

日光市長瀬高哲雄様

日光市監査委員柴田明

日光市監査委員佐藤裕子

日光市監査委員荒川礼子
(公印省略)

令和6年度（2024年度）日光市一般会計等の決算に基づく健全化
判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和7年7月4日付け日総第108号により審査に付された令和6年度（2024年度）日光市一般会計等の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和 6 年度（2024 年度）日光市一般会計等の決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の基準

この審査は、日光市監査基準（令和 2 年日光市監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定による審査

第 3 審査の期間

令和 7 年 7 月 10 日～同年 7 月 30 日

第 4 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 5 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施した。

第 6 審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり審査を行った。

- (1) 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき、適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

- (4) 算定に際し、客観的な事実に基づき、公正な判断が行われているか。
- (5) さらに、決算及び関係書類と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により確認した。

第7 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に準拠し、正確に作成されているものと認められ、是正改善する事項はない。

健全化判断比率及び資金不足比率	令和6年度決算に係る比率(%)	早期健全化基準又は経営健全化基準(%)	備考
1 実質赤字比率	—	12.03	
2 連結実質赤字比率	—	17.03	
3 実質公債費比率	7.1	25.0	
4 将来負担比率	49.0	350.0	
5(1)水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(2)下水道事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(3)温泉事業に係る資金不足比率	—	20.0	
(4)銅山観光事業に係る資金不足比率	—	20.0	

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

- ア 実質赤字比率について
実質赤字は生じていない。
- イ 連結実質赤字比率について
実質赤字は生じていない。
- ウ 実質公債費比率について
実質公債費比率は7.1%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。
- エ 将来負担比率について
将来負担比率は49.0%で、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。
- オ 資金不足比率について
いずれの事業においても資金不足は生じていない。